

公 告

令和2年9月9日

航空自衛隊静浜基地司令

西野 一行

静浜基地における展示即売会の出店業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 募集業種及び店舗数

業種は限定しない。ただし、基地の指定する場所において、現金で売買可能な商品を対象とし、不動産、金融商品、貴金属、その他の高額商品については対象外とする他、防衛省内で販売することにより、防衛省のイメージを損なうおそれのある物品等の販売は認めない。

店舗数は設置場所等が競合しない限り制限しない。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 営業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間のうち、営業を希望する日

- 5 募集期間
令和2年9月10日（木）～同年10月9日（金）17時まで
- 6 募集内容
募集要領による。
- 7 募集要領及び仕様書の入手方法
 - (1) 静浜基地ホームページ (<http://www.mod.go.jp/asdf/shizuhama/shizuhama.html>)
からダウンロード（推奨）
 - (2) 航空自衛隊静浜基地 基地業務群業務隊厚生班において配布

【担当】 足立、川口 【電話】 054-622-1234（内線 276）